

配偶者からのDVと父親からの子どもに対する虐待に悩む女性の相談・支援

■人権キーワード

女性（DV）、子ども（虐待）

■相談の主訴

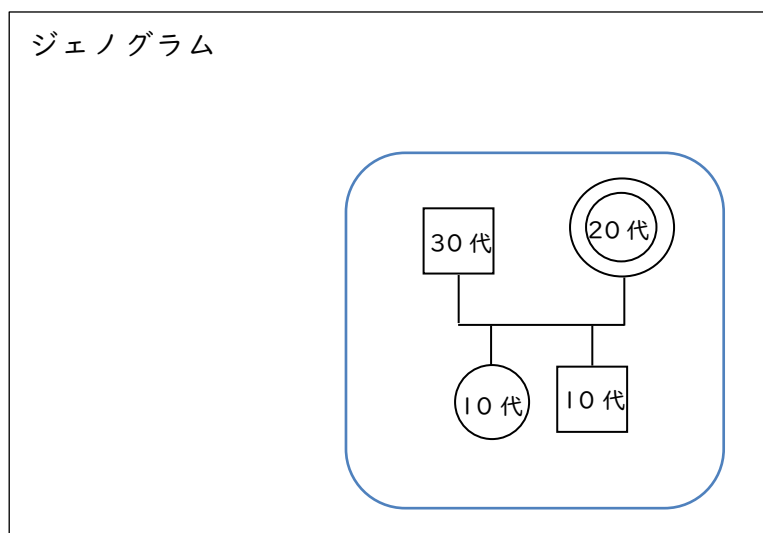
- ・ 相談者は夫からドメスティックバイオレンス（DV）を受け、子どもは夫（父親）から虐待を受けていることから、離婚を決意し、子どもと家を出ようと考えている。
- ・ 家を出たら子どもの進学費用や生活をしていくためのお金が必要になるので、今の仕事を辞めたくない。

■相談者

- ・ 30代後半、女性。夫からのDVにより心療内科に通院をすることとなる。
- ・ 正規職員として働きだし、収入は安定している。
- ・ 夫から生活費の制限があり、恫喝や暴れ、人として扱ってくれないなどのDVを受けている。

■家庭状況

- ・ 夫（30代）と子ども2人の4人で暮らしている。
- ・ 夫からの子どもへの虐待は、身体的虐待が数回あり、日常的には暴言が少しある。
*敢えて、虐待を1人の子どもと表示していません
- ・ 両親が共働き。ローンや子どもの教育費などの生活に必要な費用を夫から支払うが、足りない費用は出してくれない。



■相談に至った経緯

相談者が相談した児童相談所からの助言により、市人権相談・DV防止担当につながる。

■相談内容・相談者の状況等

- ・ 夫からの DV により離婚を決意し、子どもと家を出る決意をした。
- ・ 子どもの大事な進学や、母子になると生活をしていくためのお金が必要になり、相談者は転校や転職はしたくないと考えていることから、学校や職場に近い地域に避難をしたい気持ちがある。
- ・ 相談者は既に、弁護士や学校、児童相談所に相談している。

■対応

- ・ 夫と近い場所に住むことは、夫に見つかる可能性があり、危険であるため、一時保護制度を情報提供した。また、身の安全確保のために警察への相談を勧め、事前に状況を警察に伝えておくことを助言し、市人権相談・DV 防止担当からも警察へ連絡を行なった。
- ・ 離婚する前に、母子・父子自立支援員の相談へ誘導し、住民票の世帯分離や児童手当の振込先変更、健康保険の扶養外しを助言した。
- ・ 子どもの安全確保のため、学校内での協力や連携を学校等をお願いするよう助言し、市人権相談・DV 防止担当からも教育委員会と連携して学校へ情報提供を行なった。スクールソーシャルワーカーは相談者から利用された。
- ・ 子どもの進学費用や奨学金などは、進路選択支援相談と連携を行なった。
- ・ 関係機関や市人権相談・DV 防止担当とケース検討会議を開き、今後の支援方策を検討した。
- ・ 離婚調停前後の相談者へのフォローを行ない、精神的な支えを行なった。その後、離婚が成立し、養育費が出された。児童扶養手当は相談者が申請をした。

■評価および今後の課題

- ・ 学校関係、母子・父子自立支援員、警察等と連携ができた。
- ・ ケース会議を実施し、関係者・機関どうして情報や意見を交えることができ、緊密な連携関係の下で支援策を検討し、ある程度の方向性が定まることができた。
- ・ 警察への連絡や学校との連携により、相談者と子どもの安全を確保した。
- ・ 離婚が成立して直接的な支援は一旦終了するに至ったが、現居住地を離れたくない相談者が多く、今回のように相談者自身の自己選択や自己決定が優先されるため、安全確保等の支援や方向性に苦慮する事例である。
- ・ DV 被害による母親の心身が疲れて精神的余裕がない中で、母親からの子どもへ虐待が起こってしまう懸念も念頭においておく必要がある。また、DV と子どもへの虐待が同時に起こるケースが多くある中で、関係機関それぞれの立場上の問題視する視点が異なる場合も多く、何を中心に支援をしていくのか調整が必要である場合がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期に離婚調停があり、感染拡大対策により

家庭裁判所が休廷したことは、休廷は一時的なものではあるものの、緊急性の高い法的案件の出廷とは異なる方法での裁判の実施が、今後、期待される。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

- 大阪府女性相談センター
- 大阪府内の子ども家庭センター
- 大阪府内の保健所、保健センター
- 大阪府警察 生活安全担当部署
- 学校、スクールソーシャルワーカー、教育委員会
- 市町村の人権担当部署
- 市町村の DV 支援担当部署や配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター）
- 母子・父子自立支援員
- 市町村の住民票担当部署（DV 等支援措置の実施）
- 市町村の青少年担当部署（放課後子ども教室）
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
- 人権文化センター
- 市町村人権協会